

大学公開講座

「相続と形式的な公平と実質的な公平」



山川一陽 弁護士

日本大学名誉教授
麻布国際法律事務所

第二次世界大戦後、新憲法の施行と同時に、民法の親族編、相続編が大規模に改正され、「家」制度の中核をなしていた家督相続が廃止された。この時の改正では、長子（一般には長男）が一人で全財産を相続する長男相続制も廃止され、配偶者・子供であれば平等に相続権を持つことができる均等相続（平等相続の原則）に改められた。しかし、見方によるとこうした平等主義は、実質的には不平等となる場合を生じさせる。

相続法はこのような矛盾をどう解決しているのかについて具体的な相続制度を示しながらお話しする、さらに、平成30年度に大改正を受けた新相続法の紹介もこの問題に関連してお話したい。

〈経歴〉

1971年 東京地方検察庁検事、広島地方検察庁検事等歴任

1977年 法務省民事局付検事、法制審議会幹事

1983年 日本大学法学部民法講座助教授

1990年 日本大学法学部民法講座教授

2015年 日本大学名誉教授、麻布国際法律事務所〈著書〉

編著『相続法改正のポイントと実務への影響』（日本加除出版、2018）

編著『同族会社相続の法務と税務』（学陽書房、2014）

単著『親族法・相続法講義』（日本加除出版、2014）

単著『物権法講義』（日本評論社、2012）

単著『担保物権法』（弘文堂、2011）

など多数

とき

10月23日（火）

16:45～18:15

場所

常葉大学
静岡水落キャンパス412教室
静岡市葵区水落町1-30



定員:200名 申し込み不要・無料
公共交通機関にてお越しください

■お問い合わせ

Tel.054-297-3200(新田)